

宮城県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成16年9月17日

宮城県監査委員 相 沢 光 哉
宮城県監査委員 中 沢 幸 男
宮城県監査委員 阿 部 徹
宮城県監査委員 日 向 則 子

記

1 監査委員の報告日

平成16年7月30日

2 通知のあった日

宮城県知事

平成16年9月2日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

障害者更生相談所

イ 監査委員の報告の内容

債務負担行為を設定した賃貸借契約において、契約締結を翌年度に行っていたものが認められたので、適切な対応と今後再発しない対策を講じる必要がある。

ロ 措置の内容

債務負担行為の設定年度内に契約を締結するよう、所内の連絡・チェック体制を強化し、適切な事務処理を徹底します。

なお、債務負担行為の再設定を行います。

